

物品検査要綱

平成1年3月20日制定

(趣旨)

第1条 防府市公設青果物地方卸売市場（以下「市場」という。）における物品検査については、防府市公設青果物地方卸売市場業務条例（昭和63年防府市条例第10号）第46条及び第50条ただし書き並びに同施行規則（昭和63年規則第15号。以下「規則」という。）第53条及び第60条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(販売前の受託物品の検査)

第2条 卸売業者は、販売前の受託物品について異状を認めるときは、規則第53条第1項に規定する申請書（規則第39号様式）を市長に提出しなければならない。

2 検査の方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 検査の場所は、物品を受けた場所とする。
- (2) 検査は、申請者立合いのうえ、市長の指定する検査員が行う。
- (3) 検査は、受託物品の品名、等級又は規格、数量、品質、荷造の状態等について行う。

3 市長は、検査終了後規則第53条第3項に規定する検査証（規則第40号様式）を交付する。

4 申請者は、前項に規定する検査証を受けたときは、その旨を売買仕切書（規則第52号様式）に明示しなければならない。

(販売後の卸売物品の検査)

第3条 卸売業者が仲卸業者及び買受人に販売した卸売物品に異状があったもの（以下「事故物品」という。）の確認については、次により処理するものとする。

- (1) 事故物品は規則第60条第1項各号のいずれかに該当するものとする。
- (2) 事故物品の確認は、原則として卸売場で行う。
- (3) 事故物品の処理の申立ては、販売当日の正午までとする。ただし、この時間までに事故の発見が不可能な物品については、翌日の販売開始時刻までとする。

- (4) 卸売業者が仲卸業者又は買受人から事故処理の申立てを受けたときは、直ちに検査員の立会いを求め、仲卸業者または買受人と事故処理について協議するものとする。ただし、協議が不成立で事故処理が困難なときは、市場協力会の判断をあおぐものとする。
- (5) 卸売業者は、事故処理の協議が成立したときは、規則第60条第2項に規定する申請書（規則第42号様式）を市長に提出して、検査員の確認を受けなければならない。
- (6) 市長は、事故物品であることを確認したときは、規則第60条第3項に規定する証明書（規則第43号様式）を交付する。
- (7) 卸売業者は、前号に規定する証明書の交付を受けたときは、販売原票訂正届（別紙様式）に理由を明示し、販売原票（規則第44号様式）その他関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けて卸売代金の訂正を行うものとする。

（せり売による卸売の状況録音）

第4条 せり売による卸売について、公正な取引行為を実証し買受人との間に価格、数量等の相違又は買受物品の取引を怠る等の取引上の諸問題の防止、事故処理、苦情処理等に活用するため、せり人が、ICレコーダー等の録音機器（以下「録音機器」という。）を携行してせり売の状況を録音し、公正な取引のための参考資料とする。

2 録音機器及びその記録媒体の使用については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) せり売の状況を録音する録音機器は、必要な数量を卸売業者において調達し、常時録音ができる状態に整備するものとする。
- (2) 録音するための記録媒体が必要な場合は、卸売業者で必要な数量を調達し、各部門毎にあらかじめ一連番号を付し正常な録音ができるように確保するものとする。

3 せり人は、せり売による卸売の販売開始前より録音機器を携行し、せり売の状況を明確に録音できるようにしなければならない。

4 録音に使用した記録媒体及び音声データの保存管理については、次の各号

に定めるとおりとする。

- (1) 録音に使用した記録媒体及び音声データは、卸売業者が8日間保存管理し、事故処理等の参考資料として必要の生じた場合、開設者に提出するものとする。ただし、保存中の録音内容は公開してはならない。
- (2) 開設者が必要と認めた場合、前号の保存期間を延長することができる。
- (3) 保存期間の過ぎた記録媒体及び音声データは削除してもよいものとする。

附 則

この要綱は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定による知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。